収集運搬業許可申請

手引書

産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

甲府市環境部ごみ収集課

令和７年７月

**産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業**

**の許可申請について**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可申請を行う場合は、以下の内容をご覧いただき、所定の受付窓口にて申請してください。

**１．申請の方法**

○申請書は、甲府市指定の**申請書様式**（以下に掲載）により、本「手引書」及び記入例をご確認の上作成してください。

○申請書は正本、副本として作成し、下記「申請受付窓口」に持参ください。

○**積替保管施設を設置しようとする申請者は、事前協議の手続きが必要です。**詳細は、下記の申請受付窓口にご確認ください。

**２．申請書様式**

産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新）

産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新）

特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書

※市ＨＰからダウンロードできます。

※各種申請書は下記「申請受付窓口」でも配布しています。

**３．申請受付窓口**

○産業廃棄物を積み込む場所、積み替え保管を行う場所、最終的に降ろす場所のそれぞれが甲府市内のみか、甲府市以外の市町村のみか、両方に該当するかで違ってきます。

・甲府市内のみで収集・運搬をする場合・・・・・・・・・甲府市長の許可（積替えなし）

・甲府市内で積替えを伴う収集・運搬をする場合・・・・・甲府市長の許可（積替えあり）

※同時に甲府市以外の地域で収集・運搬する場合は甲府市の許可（積替えあり）に加えて、山梨県の

許可が必要

・それ以外の場合・・・・・・・・・・山梨県知事の許可

○受付窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付窓口 | 住所及び電話番号 | 管轄市町村等 |
| 甲府市環境部ごみ収集課 | 甲府市上町601－4（甲府市環境センター）TEL　055-241-4313 | 甲府市 |

**４．申請受付時間等**

○**申請は予約制**で、**有効年月日が切れる概ね２ヶ月前からの受付**となります。

○必ず、上記「受付窓口」に電話であらかじめご予約の上、ご来所ください。

○申請受付時間は、９：００～１７：００となります。
（但し１２：００～１３：００及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く。）

**５．申請手数料**

○現金による手数料が必要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 新規許可申請 | 更新許可申請 | 事業範囲変更許可申請 |
| 産業廃棄物 | ８１，０００円 | ７３，０００円 | ７１，０００円 |
| 特別管理産業廃棄物 | ８１，０００円 | ７４，０００円 | ７２，０００円 |

○納入通知書を発行しますので指定金融機関へ入金してください。

**６．申請時及び添付書類等に係る留意事項**

（１）申請時における留意事項

①申請の際に持参するものは、概ね次のとおりです。

**・申請書類一式**

* 添付書類は一覧の順番に並べ、左側に二穴パンチで穴を開け、正本のみフラットファイル等で綴じて提出してください。（添付書類一覧も綴ること。）

**・許可証郵送用封筒と切手（４９０円）**

②実際の業務を行う上で、産業廃棄物の運搬元または運搬先が甲府市以外の場合には、その都道府県等の許可が必要となります。

③申請書は、市の担当者が直接申請者等と面談し、内容を確認した上で受理します。郵送など、**面談が出来ない方法での申請は受け付けていません。**

④申請時には、**申請者本人又は申請内容に精通した方**がおいでください。申請内容について確認できない場合、受理しないことがあります。

⑤**欠格要件に該当する場合については、不許可処分及び許可取消処分となります。**

**欠格要件の主なものは次のとおりです。**

●申請者（法人については、その役員及び政令で定める使用人を含む。）が次のいずれかに該当する場合

・心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※

※精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及

び意思疎通を適切に行うことができない者

・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

・次の法律違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

「廃棄物処理法」「浄化槽法」「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」「刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢）、第２０８条（暴行）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）、第２４７条（背任）」

・「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者

・「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃止届出を行った者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

・暴力団員等がその事業活動を支配する者

（２）添付書類等における留意事項

①申請書様式に掲載される「添付書類一覧」をご確認ください。

②添付書類は、各指定様式により作成ください。

③公的機関等からの証明書類等

・住民票、登記事項証明書、納税証明書等の公的機関等から証明書類は、申請日より３ヶ月以内に発行されているものを添付すること。

・定款又は寄付行為については、申請者の原本証明（下記記載例のとおり）を要するため、申請日より３ヶ月以内に証明されているものを添付すること。

|  |
| --- |
| （記載例）この定款の写しは、○○○社の定款の原本と相違ないことを証する。平成○○年○○月○○日住所法人名代表者名 |

④「心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどう

かを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発

行の登記事項証明書等）」のうち、登記事項証明書の申請方法及び手数料等については、東京法

務局又はお近くの地方法務局へお問い合わせください。

⑤**（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の受講を修了**していることが必要となります。

・申請時には、講習会の「修了証」の写しが必要となります。

・修了証の講習会の種類（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）をご確認ください。

・修了証の**有効期限は発行日から、新規が５年、更新が２年**です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可申請の種類講習会の種類 | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 |
| 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 |
| 産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会：有効期限５年） | ○ | ○ | ◆ | － | － | － |
| 産業廃棄物の収集・運搬課程（更新講習会：有効期限２年） | ▲ | ○ | ◆ | － | － | － |
| 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会：有効期限５年） | ○ | ○ | ◆ | ○ | ○ | ◆ |
| 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新講習会：有効期限２年） | ▲ | ○ | ◆ | ▲ | ○ | ◆ |

▲：他の自治体で既に許可を受けている場合で、同内容の新規申請をする場合には、更新講習会の修了証と他の行政機関の許可証の写しの添付をもって新規講習会修了証に代えることが出来る。

◆：直近の新規申請及び更新申請において添付した修了証であれば、有効期限が切れていても可。ただし、修了証を持つ役員が現在の法人登記簿から外れていた場合は不可。

※甲府市では業許可申請に添付が必要な講習会修了証の対象者を、個人の場合は申請者本人若しくは令第６条の１０に規定する使用人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く）若しくは令第６条の１０に規定する使用人としております。

※講習会についての問い合わせ先（講習会は全国どこの会場で受講しても有効です）

一般社団法人山梨県産業資源循環協会 Tel ０５５－２４４－０７５５

⑥「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（第８面）」については、具体的に記載してください。

※必要に応じて、金融機関からの預金残高証明書又は借入資金がある場合は、返済期間、返済方法等を示す書類等の提出を求める場合があります。

⑦「資産に関する調書（第９面）」【個人申請】については、金融機関発行の残高証明書等及び市町村長発行の固定資産評価証明書等を添付し、具体的に記載ください。

⑧経理的基礎資料に係る書類等の提出について

**【法人申請の場合】**

●　**次のいずれかに該当する場合**は、**「長期的財務計画書（法人用）（市様式第２号の１）」**を提出してください。

1. 直前３年の事業年度における当期純利益の平均値がマイナスの場合。ただし、直前期の事業年度において当期純利益がプラスの場合で、次の②～⑤に該当しない場合、長期的財務計画書を不要とする。
2. 直前期の事業年度において債務超過である場合。
3. 直前期の事業年度において当期純利益がマイナスの場合。
4. 法人税が課税されていない状況が２期以上継続している場合。
5. 事業開始（新設法人等）から間もなく、３ヶ年間の財務諸表又は法人税の未納のない証明が添付できない場合。

●　**次の全てに該当する場合**は、「長期的財務計画書（法人用）（市様式第２号の１）」に加え、**「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等（※客観的に経理的基礎を有するかどうかを判断できる資料等）」**を提出してください。

　　・直前３年の事業年度における当期純利益の平均値がマイナスの場合

　　・直前期の事業年度において債務超過である場合

　　・直前期の事業年度において当期純利益がマイナスの場合

なお、「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等」に記載されている事項が、次の内容に準じていることを確認してください。

|  |
| --- |
| 【診断書等の記載事項】ア．会社の概要イ．②直近３年分の財務諸表に基づく財務診断※直近３年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。ウ．債務超過に至った原因※債務超過に至った原因を具体的に記載する。エ．今後５年間の収支計画についての分析※今後５年間の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。オ．債務超過の改善策及びその実現可能性※「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の希望的観測は不可。あくまで具体的な改善策に限る。カ．関連資料（各種財務診断資料等） |

**【個人申請の場合】**

●　**次のいずれかに該当する場合**は、**「長期的財務計画書（個人用）（市様式第２号の２）」**を提出してください。

・「資産に関する調書（第９面）」において負債計が資産計を上回っている（負債計＞資産計）場合

・直前３年で所得税が課税されていない状況が２期以上継続している場合

**７．審査及び許可の決定**

○申請書を受理してから許可証を交付するまでの標準処理期間は、概ね７０日間です。

○審査の過程で許可要件を満たさない事項がある場合、これについて補正を求めます。

全ての許可要件が整うまでは審査終了となりません。

また、このような場合、許可決定も延長されることがあります。